

第10期介護保険事業計画策定に向けての「介護人材実態調査」の実施について

■介護人材実態調査の概要

【目的】 介護人材の①性別・年齢構成、②資格保有状況、③過去1年間の採用・離職の状況、④訪問介護サービスにおけるサービス提供の実態などを把握し、職員の確保・定着、育成、もしくは業務改善に必要な取組等を検討する。

【調査対象】 (施設・通所系) 施設・居住系サービス、通所系サービス
(訪問系) 訪問系サービス、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【調査方法】 原則として郵送調査（データによる配布・回収も可）

【回収票数】 調査対象が事業所であることから、できるだけ100%回収を目指す。（多数の地域住民を対象とするアンケート調査と異なり、無回答の事業所が少数であっても集計結果に与える影響が大きいケースが多いため）

介護人材実態調査は、施設・居住系サービス、通所系サービス、訪問系サービスの事業所、および介護職員を対象としたアンケート調査であり、各事業所等に所属する介護職員の数や、採用・離職の状況に加え、各介護職員の属性を個別にご回答いただくことで、国が設計した自動集計分析ソフトを活用し、多様なクロス集計をすることを可能にしています。

また、訪問介護事業所については、別途、職員一人ひとりが回答する「職員票」がありますが、これは、特に訪問介護について、個々の職員の身体介護・生活援助の提供状況を把握することで、サービス提供に見直しの余地がないか検討することが想定されています。（調査票については別紙を参照のこと）

本調査では、例えば以下のような点に着目した集計を行います。

- ▶ サービス系統別の、介護職員の性別・雇用形態別の年齢構成は？（サービス系統別に大きな偏りはみられないか）
- ▶ 過去1年間の、サービス系統別の採用・離職の実態は？（要介護者数の増加に比して、介護職員数は増加しているか）
- ▶ 訪問介護のサービス提供に、見直しの余地はないか？（生活援助について、地域のボランティア等が担う余地はないか）

そして、これらの調査の結果をもとに、職員の確保・定着、育成、もしくは業務改善に必要な取組等を検討し、議論の結果を介護保険事業計画に反映します。